

審 査 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項 : 第66条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要 : 店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者 (委任先) : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日 (行政庁の休日は含まない)
申 請 先 : 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課 (係)
問 合 せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :